

飯 能 市 建 設 工 事 一 般 仕 様 書

(平成23年4月20日決裁)

(令和8年9月16日最終改正)

1. 趣 旨

この飯能市建設工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る飯能市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 適 用

- 1) 受注者は、工事の施工に当たっては、飯能市工事監督規則及び飯能市工事検査規則に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。受注者はこれら監督、検査に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。
- 2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束するものとする。
- 3) 契約図書に相違がある場合、その他疑義が生じた場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4) 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約約款第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。
- 5) 設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。

3. 用語の定義

- 1) 監督員とは、契約約款第9条第2項の規定に基づき、工事監督を行うために、発注者が飯能市工事監督規則により定めた者をいう。
- 2) 検査員とは、契約約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために、発注者が飯能市工事検査規則により定めた者をいう。
- 3) 契約図書とは、飯能市建設工事請負契約書、契約約款及び設計図書をいう。
- 4) 設計図書とは、仕様書、図面、工事説明書及び工事説明に対する質問回答書をいう。

- 5) 仕様書とは、工事仕様書、特記仕様書及び一般仕様書を総称するという。
- 6) 工事仕様書とは、各工事ごとに作成される設計図の基となる設計計算書等をいう。
- 7) 特記仕様書とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 8) 工事説明書とは、工事に係る入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 9) 質問回答書とは、工事説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 10) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。ただし、詳細設計を契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- 11) 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について示し、実施させることをいう。
- 12) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が同意することをいう。
- 13) 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 14) 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる資料等を説明し、差し出すことをいう。
- 15) 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる資料等を示し、説明することをいう。
- 16) 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について知らせることをいう。
- 17) 通知とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について知らせることをいう。
- 18) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

緊急を要する場合は、メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

- 19) 確認とは、契約図書に示された事項について、施工現場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 20) 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が施工現場において、内容を確認することをいう。
- 21) 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が施工現場、関係資料により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 22) 工事検査とは、検査員が契約約款第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 23) 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は監督員の承諾した品質をいう。
- 24) 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 25) 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において定める始期日をいう。
- 26) 工事着手日とは、工事開始日以降、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む。）の初日をいう。
- 27) 工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。
- 28) 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 29) 仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 30) 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 31) 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 32) S I とは、国際単位系をいう。
- 33) JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

4. 設計図書の照査等

- 1) 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、標準仕様書、施工管理基準及び規格値等市販されているものについては、受注者が備えるものとする。

- 2) 受注者は、施工前及び施工途中において、契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書その他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

5. 請負代金内訳書

- 1) 受注者は、契約約款第 3 条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
- 2) 監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。

6. 工程表

受注者は、契約約款第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

7. 施工計画書

- 1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 指定機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）

- ⑧ 施工管理計画
 - ⑨ 緊急時の体制及び対応
 - ⑩ 交通管理
 - ⑪ 環境対策
 - ⑫ 現場作業環境の整備
 - ⑬ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - ⑭ その他
- 2) 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3) 監督員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

8. 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- ① 現場技術員が監督員に代わり施工現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- ② 監督員から受注者に対する指示又は、通知等、現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- ③ 監督員の指示により、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

9. 工事用地等の使用

- 1) 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 2) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場

事務所、宿舍）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

- 3) 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- 4) 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め、又は監督員の指示に従い、復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 5) 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- 6) 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的で使用してはならない。

10. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に着手しなければならない。

11. 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負人が飯能市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- ③ 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

12. 施工体制台帳及び施工体系図

- 1) 建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

- 2) 建設工事の受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに変更内容を監督員に提出し、施工体制台帳及び施工体系図を書換えるものとする。

13. 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び国、その他の地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

14. 調査・試験に対する協力

- 1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ② 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

15. 工事の一時中止

- 1) 発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき次のいずれかに該当する場合においては、受注者に対して必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
- ① 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - ② 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適當と認めた場合
 - ③ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - ④ 第三者、受注者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3) 前 2 項の場合において、受注者は、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は、工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

16. 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

17. 工期変更

- 1) 契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
- 2) 受注者は、契約約款第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更日程表その

他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

- 3) 受注者は、契約約款第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。
- 4) 受注者は、契約約款第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。

18. 支給材料及び貸与品

- 1) 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2) 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3) 受注者は、工事完成時（完成前であっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- 4) 受注者は、契約約款第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、その使用予定日の 14 日前までに監督員に提出しなければならない。
- 5) 契約約款第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
- 6) 受注者は、契約約款第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

19. 工事現場発生品

受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

20. 建設副産物

- 1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事の施工に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に提示しなければならない。
- 3) 受注者は、国が定める「建設副産物適正処理推進要綱」及び「再生資源の利用の促進について」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4) 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 5) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 6) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後すみやかに実施状況を記録し、監督員に提出しなければならない。

21. 監督員による検査（確認を含む）及び立会い等

- 1) 受注者は、設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会いに当たっては、連絡しなければならない。
- 2) 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り、立ち会い、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- 4) 監督員による検査（確認を含む）及び立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。
- 5) 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
- 6) 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - ① 受注者は、契約締結後、監督員と段階確認事項について協議しなければならない。
 - ② 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員にしなければならない。また、監督員から段階確認の実施について連絡があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - ③ 段階確認は、受注者が現場に立ち会うものとする。
 - ④ 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7) 監督員は、設計図書に定められた段階確認においては、机上にて行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示して確認を受けなければならない。
- 8) 監督員は、監督員による検査（確認を含む）において、必要に応じて検査員の立会いを求めなければならない。

22. 完成図等

- 1) 土木関係工事（道路、上水道、下水道、治山、林道、農道、その他の土木工事）
 - ① 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
 - ② 受注者は、出来形測量の結果を基に、国、埼玉県等が定める「数量算出要領（案）」及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出

しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、国、埼玉県等が定める「施工管理基準及び規格値」を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

③ 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

④ その他、監督員と協議のうえ、必要とする図面を作成し提出すること。

2) 建築関係工事（建築、電気、機械、その他の建築工事）

① 工事が完成したときは、監督員の指示により完成図及び保全に関する資料等を作成し、目録を添付し、監督員に提出する。

② 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、特記がなければ国土交通大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、1章、「第7節完成図等」を参考とする。

23. 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

① 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、出来高、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を提出しなければならない。

② 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時（完成・出来高・中間検査）に立会いを求めた場合、品質証明員は検査に立ち会わなければならない。

③ 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

④ 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

⑤ 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

24. 完成工事検査

1) 受注者は、契約約款第32条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しな

なければならない。

- 2) 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - ① 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - ② 契約約款第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
 - ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3) 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 4) 検査員は、監督員及び受注者の現場立会いの上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - ② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 5) 検査員は、補修・改造の必要があると認めた場合には、監督員を通して受注者に対して、期限を定めて補修・改造の指示を行うことができるものとする。
- 6) 受注者は、当該完成工事検査については、21－3) の規定を準用する。

25. 出来高工事検査

- 1) 受注者は、契約約款第 38 条第 2 項部分払いの確認の請求を行った場合、又は、契約約款第 39 条第 1 項工事の完成の通知を行った場合は、出来高部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2) 受注者は、契約約款第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3) 検査員は、監督員及び受注者の立ち会いの上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- ② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- 4) 受注者は、検査員の指示による補修・改造については、前条の第5項の規定に従うものとする。
- 5) 受注者は、当該出来高工事検査については、21－3)の規定を準用する。
- 6) 発注者は、出来高工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 7) 受注者は、契約約款第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

26. 中間工事検査

- 1) 受注者は、飯能市工事検査規則における中間工事検査を受けなければならない。
- 2) 中間工事検査の時期は、監督員、検査員双方の連絡によって実施し、監督員は、受注者又は現場代理人に立ち会うよう指示するものとする。
- 3) 検査員は、予定した検査にやむを得ず立ち会えない場合は、監督員に確認事項を依頼し、後日書類確認するものとする。
- 4) 受注者は、当該中間工事検査については、21－3)の規定を準用する。

27. 部分使用

- 1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- 2) 受注者は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には中間工事検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けるものとする。

28. 施工管理

- 1) 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。
- 2) 受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。
- 3) 受注者は、国又は埼玉県が定める「施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成・保管し、完成検査時に提出しな

なければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、「施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

- 4) 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、国が定める「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」を参考に作成し、監督員に提出しなければならない。

29. 履行報告

受注者は、契約約款第 11 条の規定に基づき、履行状況を作成し、監督員に提出しなければならない。

30. 使用人等の管理

- 1) 受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

31. 工事中の安全確保

- 1) 受注者は、国が定める「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3) 受注者は、国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4) 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

- 5) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 6) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7) 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。
- 8) 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- 9) 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 10) 受注者は、国が定める「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」及び「建設工事の安全対策に関する措置について」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 当該工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 当該工事における災害対策訓練
 - ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 12) 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時に

おける臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

- 13) 監督員が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 14) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 15) 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 16) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。
- 17) 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。
- 18) 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全員の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。
- 19) 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

32. 爆発及び火災の防止

- 1) 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 2) 受注者は、火薬類を使用して工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。
- 3) 受注者は、建設工事に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
- 4) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

- 5) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。

33. 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

34. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（工事事務報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

35. 環境対策

- 1) 受注者は、国が定める「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2) 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は 39－5) 及び 39－7) の規定に従い対応しなければならない。
- 3) 監督員は、工事の実施に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しなければならない。

36. 文化財の保護

- 1) 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2) 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

37. 交通安全管理

- 1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路も使用するとき、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第 29 条によって処置するものとする。
- 2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、国が定める「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」に基づき、安全対策を講じなければならない。
- 4) 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 5) 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- 6) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

- 7) 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共有する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せを行い、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 8) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者との協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 9) 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 10) 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1 一般的制限

車両の諸元	一般的制限値
幅	2. 5 m
長さ	12. 0 m
高さ	3. 8 m
重量、総重量	20. 0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、長さに応じ最大 25. 0 t）
軸重	10. 0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1. 8 m 未満の場合は 18 t（隣り合う車軸に係る距離が 1. 3 m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9. 5 t 以下の場合は 19 t）1. 8 m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5. 0 t
最小回転半径	12. 0 m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

38. 諸法令の遵守

1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ④ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- ⑤ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑥ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑦ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ⑧ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- ⑨ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ⑩ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ⑪ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ⑫ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- ⑬ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- ⑭ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- ⑮ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ⑯ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ⑰ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ⑱ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ⑲ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ⑳ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ㉑ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ㉒ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ㉓ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ㉔ 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- ㉕ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）

- ②⑥ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- ②⑦ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ②⑧ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ②⑨ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- ③⑩ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ③⑪ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ③⑫ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ③⑬ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- ③⑭ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ③⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ③⑯ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ③⑰ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ③⑱ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）
- ③⑲ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ④⑩ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ④⑪ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ④⑫ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ④⑬ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ④⑭ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- ④⑮ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- ④⑯ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ④⑰ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ④⑱ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ④⑲ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ⑤⑩ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑤⑪ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ⑤⑫ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）
- ⑤⑬ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ⑤⑭ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- ⑤⑮ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

- ⑤⑥ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
 - ⑤⑦ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
 - ⑤⑧ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
 - ⑤⑨ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）
 - ⑥⑩ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）
 - ⑥⑪ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
 - ⑥⑫ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
 - ⑥⑬ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
 - ⑥⑭ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
 - ⑥⑮ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
 - ⑥⑯ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適當であり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

39. 官公庁等への手続等

- 1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は監督員の指示を受けなければならない。
- 3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- 4) 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 5) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

- 6) 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
- 7) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

40. 施工時期及び施工時間の変更

- 1) 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- 2) 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

41. 工事測量

- 1) 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測定結果を監督員に提出しなければならない。
- 2) 受注者は、測量標（仮BM）の設置に当たっては、位置及び高さの変動のないようにしなければならない。
- 3) 受注者は、用地巾杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地巾杭が現存しない場合は、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4) 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

- 5) 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

42. 提出書類

- 1) 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する書式によらなければならない。
- 2) 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他工事説明の際指定した書類をいう。

43. 不可抗力による損害

- 1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に報告するものとする。
- 2) 契約約款第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、豪雨、強風、地震等に起因する災害等のうち、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害が及んでいる場合その他の場合で、市長が必要と認めるものとする。
- 3) 契約約款第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、32及び契約約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

44. 特許権等

- 1) 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 2) 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除し、又は編集して利用することができる。

45. 保険の付保及び事故の補償

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後1ヵ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

46. その他

- 1) 受注者は、この一般仕様書に定めるもののほか、工事の材料、一般施工方法、工種別施工方法等は、各工種ごとに国、埼玉県等が定め、又は監修している共通仕様書、標準仕様書等を参考とすることとし、その適用については監督員と協議するものとする。
- 2) 受注者は、工事仕様書、特記仕様書、一般仕様書、図面、工事説明書及び工事説明に対する質問回答書と、各工種ごとに国、埼玉県等が定め、又は監修している共通仕様書、標準仕様書等に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は、監督員に確認して指示を受けなければならない。